岸和田市公民戦略連携
ガイドライン

2021（令和3）年10月
2024（令和6）年10月　改定

岸和田市公民戦略連携デスク
（企画課・自治振興課）

目次 – Contents –

01 はじめに P.01

02 公民連携の目的と分類の整理 P.02

03 岸和田市がめざす公民連携 P.03

04 公民戦略連携デスクの役割 P.04

05 公民連携のプロセス―課題の発信と解決に向けた提案の募集― P.05

- 05-1 提案を募集する内容 P.05
- 05-2 提案区分 P.06
- 05-3 対象外となる提案 P.07
- 05-4 提案の申し込み P.07

06 公民連携のプロセス―対話・意見交換― P.07

07 公民連携のプロセス―事業実施までのフロー図― P.08

08 公民連携のプロセス―事業化の検討― P.09

09 公民連携のプロセス―連携パートナーの選定― P.09

- 09-1 連携パートナーとしての継続性・適格性 P.09
- 09-2 選定の公平性・透明性の確保 P.09

10 連携できない民間企業・大学等 P.10

11 協定の締結 P.11

- 11-1 包括連携協定 P.12
- 11-2 事業連携協定 P.12

12 その他の事項 P.13

01　はじめに

日本全体の人口は、2008（平成20）年をピークに減少局面に入っており、2040年代頃には年90万人程度の減少にまで加速するものと予測されています。

本市の人口動態は、2002（平成14）年に転入超過から転出超過へと転じて以降、社会動態がマイナス基調で推移し、特に子育て世帯の転出傾向が顕著になっています。

さらに2010（平成22）年からは自然動態についても死亡が出生を上回る状態が続き、本市が人口減少局面に入っていることが明らかな状態となっています。人口減少、少子高齢化から生じるまちの活力を支える生産年齢人口及び将来の担い手の減少が、まちの活気を減退することにつながりまちの活気の減退が、さらなる人口減少を招くという“負のスパイラル”を引き起こすこととなります。

岸和田市の総人口の推移と将来推計人口

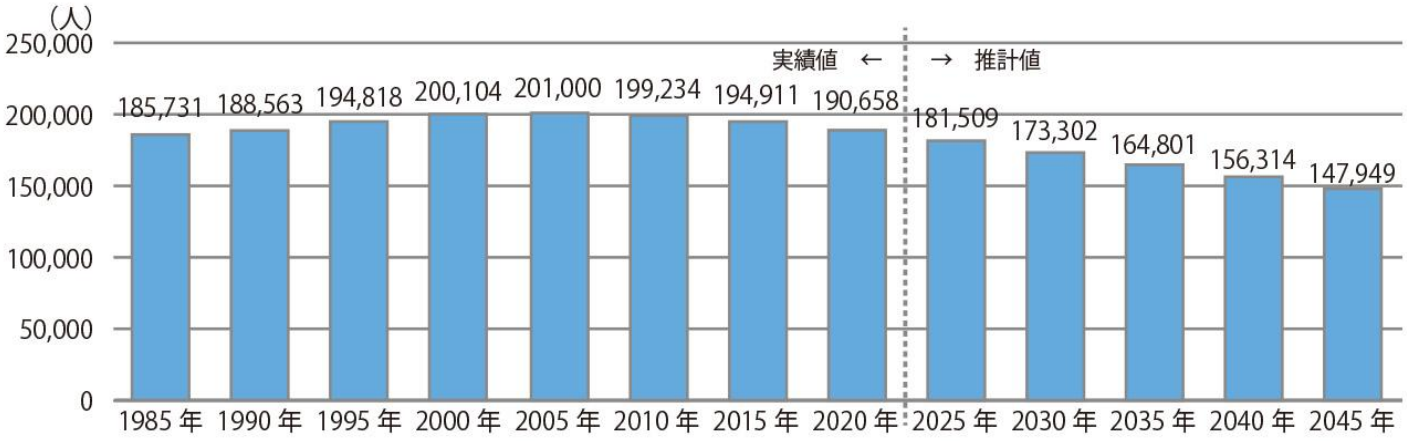

将来ビジョン・岸和田

岸和田市ではこれまで、市民等との協働によるまちづくりを進めてきました。平成17年６月に策定した「公民協働推進の指針」では「協働」を、「地域社会を形成している市民、市民活動団体と行政が、岸和田のまちづくりを共に進めるため、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を理解・尊重して補完・協力しながら、対等な関係で連携・活動すること」と定義しています。

また市民とは、「市内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は市内に事業所を置く事業者」としており、「市民、市民活動団体だけで取り組むことよりも、共通の目標に向かってお互いの特性を生かし、知恵を出し合って目標を達成していく方が、より効率的・効果的に地域の課題を解決できる」場合、有意義な協働となるとしています。

協働によるまちづくりを推進するため市民活動サポートセンターを平成29年度に設置したほか、庁内各部署においては、協働推進員を配置し、協働に関する情報共有を促進する仕組みを設けています。

加えて、「社会貢献・地域貢献を行いたい」、「地域のまちづくりに参加したい」といった想いのある事業者と、公共的・公益的な活動に取り組む市民活動団体を結び付ける「岸和田市協働のまちづくり事業者バンク」制度を実施しているところです。

一方、近年、社会貢献活動やＣＳＶ*に取り組む企業等が増えており、岸和田市においても企業等から連携したい、社会貢献活動をしたいというニーズがあり、包括連携協定や事業連携協定を締結しているケースもあります。

岸和田市では、前述の人口減少・少子高齢化や市民ニーズが多様化する等、行政課題は複雑化、高度化しており、もはや行政だけでは課題解決が困難な状況です。

そのような状況を踏まえると、今後は、企業や大学等との連携やネットワークにより社会を支えていくことがより重要になると考えられます。しかしながら、岸和田市では、連携実施について企業や大学等から相談や提案を受け付ける窓口が不明瞭である、また、既に連携協定を締結しているにもかかわらず取組が不十分であるといった課題がありました。

これらの課題に対応するため、また企業や大学等の提案やアイデア、ノウハウ等を活用し、地域課題や社会課題の解決、市民サービスの向上、地域の活性化を目的として、「岸和田市公民戦略連携デスク」（以下「公民戦略連携デスク」といいます。）を設置しています。

本ガイドラインは、岸和田市の公民連携を進めるにあたっての基本的なルールや考え方、公民戦略連携デスクの役割、手法等を定めたものです。岸和田市は、本ガイドラインに基づき、公民連携の取組を進めていきます。

＊ＣＳＶ：Creating Shared Valueの略。「共通価値の創造」、「本業での社会貢献」といった意味。社会性の高い事業を行うことで社会問題を解決する「社会価値」と同時に、自社の利益も生み出す「企業価値」のどちらをも高めること。

02　公民連携の目的と分類の整理

岸和田市では、市民サービスの向上、地域課題の解決、地域の活性化を主な目的として公民連携を進めていきます。

（１）市民サービスの向上
企業、大学等のノウハウ、アイデア、技術等を活用し、より良い市民サービスの提供をめざします。

（２）地域課題の解決
行政だけでは解決が困難な地域の課題を、企業、大学等と連携して解決することをめざします。

（３）地域経済の活性化
企業、大学等と連携事業を実施することで、新たなビジネスモデル等を構築し、「まちの活気」が広がっていくよう地域経済の活性化をめざします。

“公民連携”には、様々な形があります。民間事業者との連携をはじめ、町会や地区市民協議会等の住民自治組織との連携、大学・学生との連携、NPO法人等の市民活動団体との連携等、多種多様な主体との様々な連携の形が存在します。

本ガイドラインでは、それらの連携について分類化し、本ガイドラインが対応する公民連携の領域を整理します。

相手方	連携の形	備考
市民等	町会や市民協議会等の地域型団体の活動との連携	公民協働推進の指針
市民等	ＮＰＯ等のテーマ型の市民活動団体の活動との連携	公民協働推進の指針
大学	知的資源を活用した事業の共同実施等の連携	和歌山大学・岸和田市地域連携推進協定 桃山学院大学と岸和田市との連携協力に関する協定 関西大学と岸和田市との連携協力に関する協定
		岸和田市公民戦略連携ガイドライン
企業	企業のCSR活動*との連携 ＊地域での貢献活動を通じた課題解決	岸和田市公民戦略連携ガイドライン
企業	企業がもつ多様なノウハウを活用した行政サービスの提供	【行政主導】 岸和田市新行財政改革プラン
		【企業提案による事業化】 岸和田市公民戦略連携ガイドライン

03　岸和田市がめざす公民連携

企業や大学等には、民間ならではのノウハウ、アイデア、技術等、多様な資源があります。岸和田市は、基礎自治体として地域とのつながりがあり、また公共性、信頼性をもっており、大阪府や他の基礎自治体と連携することも可能です。

それぞれの「良さ」、「強さ」を「つなげて」、それぞれが「良し」となるよう、「新たなパートナーシップ」をめざします。

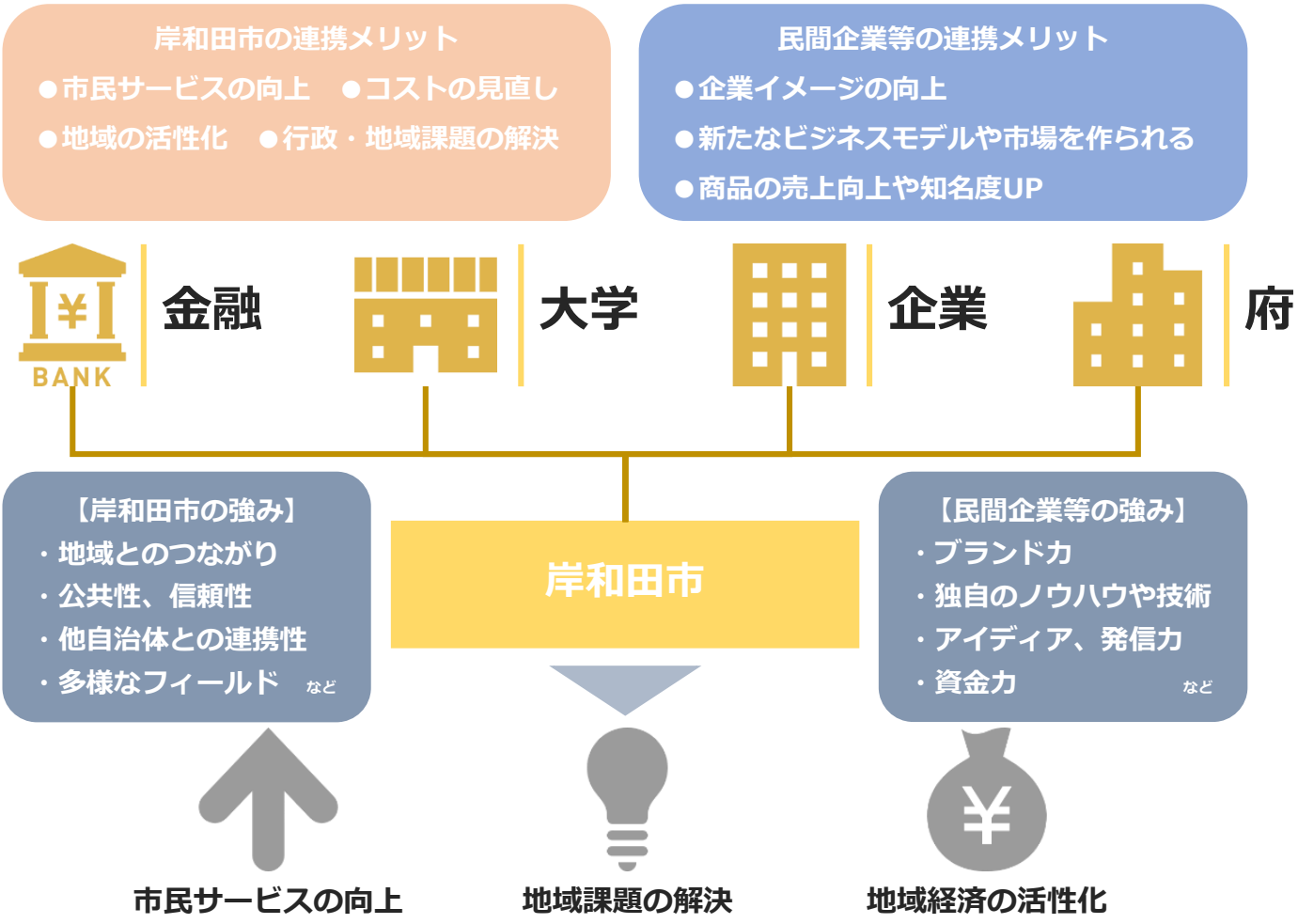

04　公民戦略連携デスクの役割

公民戦略連携デスクについては、本ガイドラインが対応する公民連携の領域における、総合的な窓口・相談機能、連携・調整機能を担います。本市との新たなパートナーシップによって、課題解決に取り組む民間企業・大学等との連携促進を図っています。

窓口・相談機能（コンシェルジュ機能）

企業・大学等から連携に関する提案や相談をお受けします。提案や相談内容については、十分に聞き取り、連携の実現に向けて調整を進めます。また、岸和田市からも庁内各部署が抱える課題や地域が抱える課題を集約・発信し、企業・大学等に連携事業をアプローチします。

連携・調整機能（コーディネーター機能）

窓口で受けました連携提案について、連携実現できるよう検討し、庁内各部署と調整します。また、課題解決に向けたアイディア等の共創をめざし、企業・大学等の皆様と意見交換を行います。意見交換を通じて、常時、課題解決に向けた魅力ある提案を受け付けています。

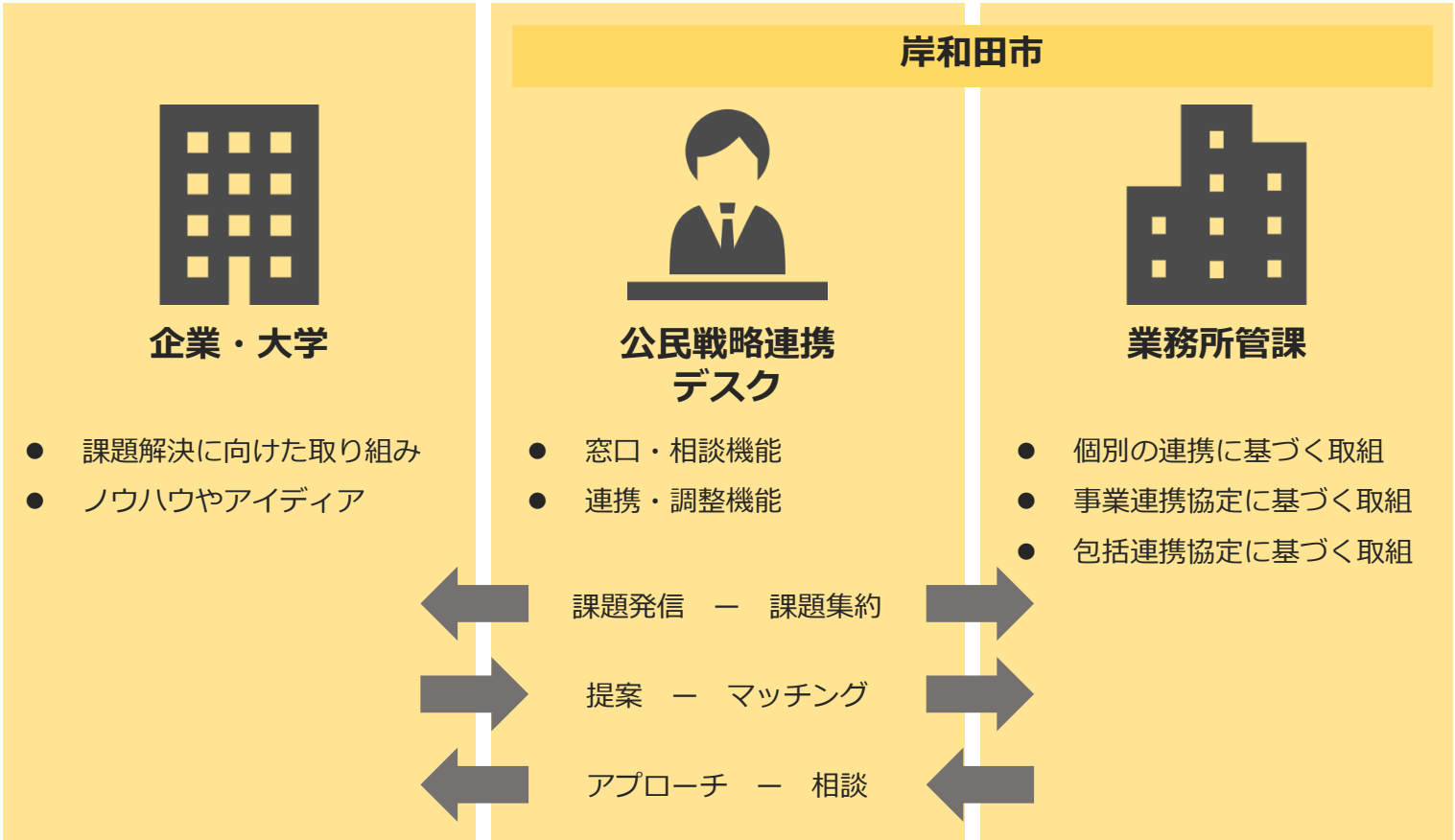

05　公民連携のプロセス―課題の発信と解決に向けた提案の募集―

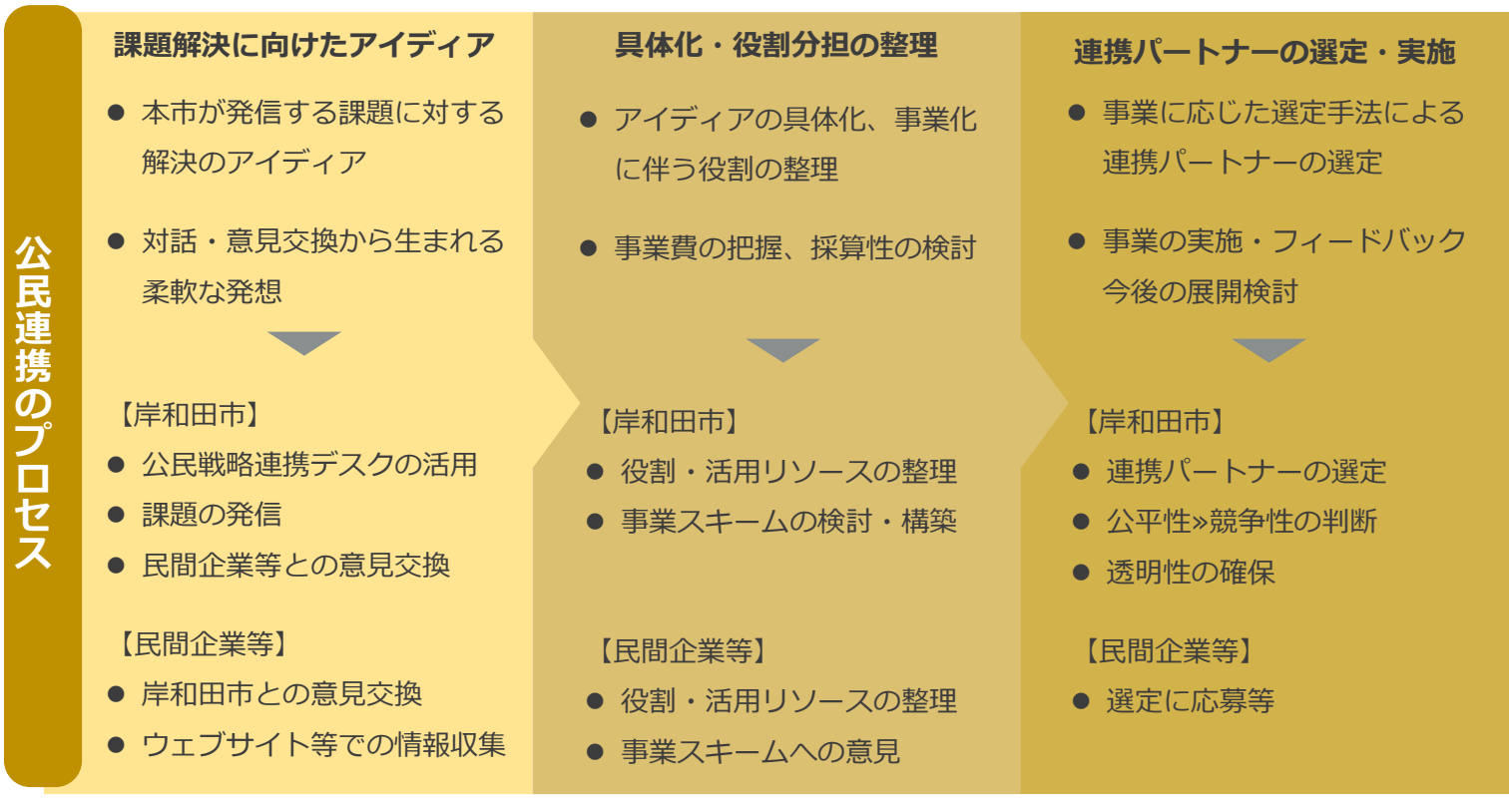

公民連携のプロセスにおける、アイディアから具体的な事業を成形していく過程について、岸和田市公民戦略連携デスクでは、課題の発信と解決に向けた提案の募集を行っています。

なお、業務改善に向けた明確なソリューション提案等は、それぞれの業務所管課において、直接提案を受け付けることも可能です。

05-1　提案を募集する内容

本市のあらゆる施策分野を対象に、市と民間企業等が連携して実施することで、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上等に寄与する提案を募集します。

本市があらかじめ示す政策課題・テーマに沿った提案（募集課題への提案タイプ）と、民間企業等の柔軟かつ自由な発想に基づく課題解決に資する提案（自由テーマによる提案タイプ）のいずれも受け付けます。

提案の類型	連携の形
募集課題への提案タイプ	市が提案を募集するテーマ（政策課題や地域課題）に沿った公民連携の取組提案
自由テーマによる提案タイプ	上記以外の課題解決に資する公民連携の取組提案

＊　募集するテーマは、市ウェブサイトで公開し定期的に更新を行います。

05-2　提案区分

課題解決に向けた提案については、２つの区分を設定しています。１つ目は、協働型で、民間企業等のCSRやCSVに係る取組との連携のより、課題解決や活性化、市民サービスの向上を図ろうとするものです。

民間企業等からの協働型の提案を事業化するにあたり、新たな財政負担を伴わないことを前提とし、本市がもつ費用以外のリソース（人材やフィールド・コネクション）を活用した連携事業の展開をめざします。

２つ目は、契約型で、民間企業等からの提案について、市が予算措置を含めて事業化を検討し、民間企業等と新たなビジネスモデルの構築や地域経済の活性化の視点から課題解決に向けた連携事業の展開をめざすものです。

市の新たな財政負担を伴う契約型の提案を端緒とする事業の連携パートナーは、競争性の判断や透明性の確保の観点から、事業に応じて入札やプロポーザル方式等の手法より選定します。

岸和田市公民戦略連携デスクとして、民間企業等からの提案について、類型と区分を組み合わせた４つの領域に整理し、それぞれの提案について業務所管課と調整し、事業をコーディネートしていきます。

提案タイプと提案区分の整理

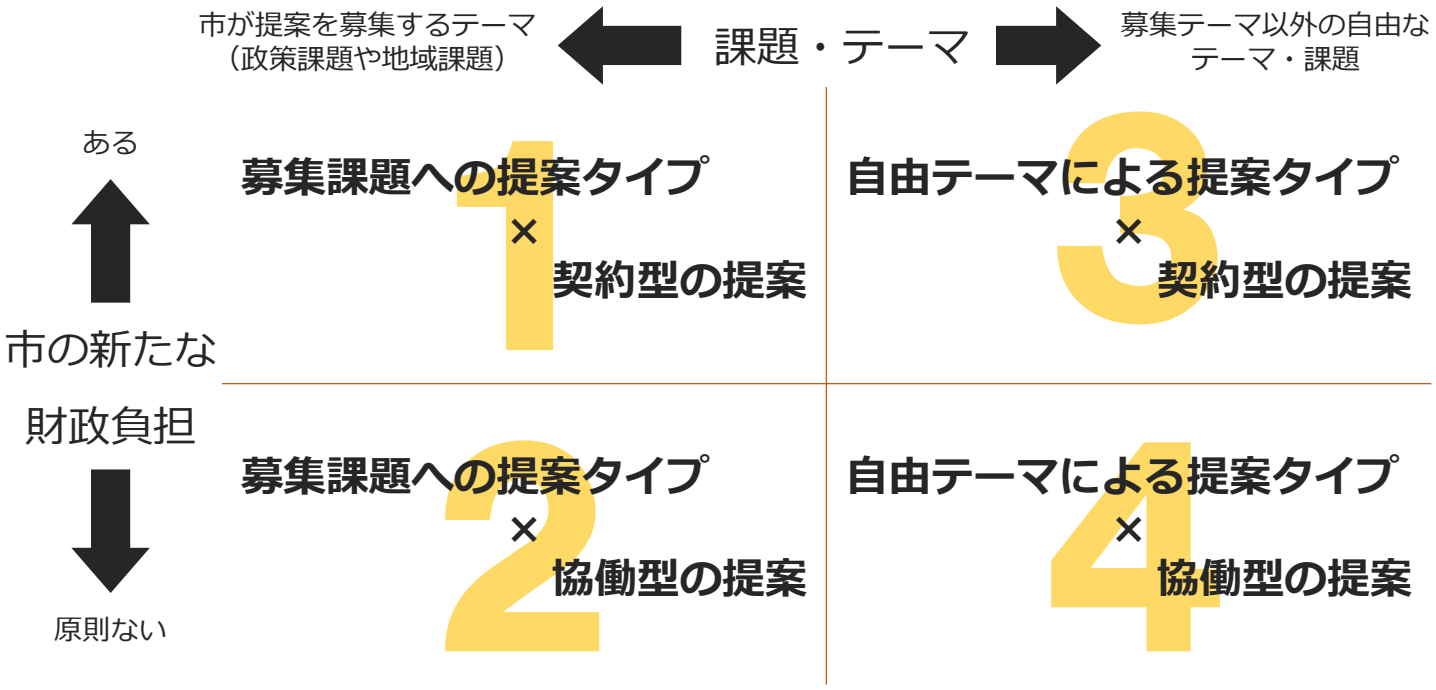

ただし、協働型の提案であっても、民間企業等の連携パートナーとの対等な関係のもとで、持続可能な形で連携事業を展開していくために、必要な実費相当額の経費等は必要に応じて負担します。

また、協働型の提案を端緒とした連携事業であっても、一定の財政負担が必要であることが分かった場合等は、必要に応じて入札やプロポーザル方式等により連携パートナーを選定します 。

契約型の提案を端緒とした連携事業のパートナー選定にあたっては、提案者である民間企業等を優先的に取り扱う等のアドバンテージはありません。

05-3　対象外となる提案

- 本市が既に実施している業務委託等について、費用の減額等により、単に事業相手方となろうとする提案。
- 単なる事業の廃止・縮減等についての提案。
- 法令等に違反する又はその恐れがある提案。
- 法令等に基づいて、本市が直接実施しなければならない事業に関する提案や、政策決定や条例・規則等の制定等行政の意思決定に係る提案。
- 上記のほか、本提案制度の趣旨に合致せず、明らかに事業化の見込みがない提案。

05-4　提案の申し込み

以下の書類を、メールにより岸和田市公民戦略連携デスクにご提出ください。

提案は随時受付していますが、本市があらかじめ示すテーマ ・課題にあっては、 受付期間を指定する場合があります。

名称	内容	様式
公民連携提案書	所定の様式に記入	様式１（必須）
企画書等の補足資料	提案の目的や詳細、条件等を記載した資料	指定なし（任意）

06　公民連携のプロセス―対話・意見交換―

民間企業等との対話・意見交換については、連携事業の検討・連携事業案の調整や連携パートナー選定の条件整備・連携事業の実施とそれぞれのフェーズに応じて、段階的に進めていきます。

また、対話・意見交換にあたっては互いに対等な立場として、連携事業の創出・調整・実施に向けて、積極的に情報を提供し活発な議論の場となるよう進めていきます。なお、検討段階等における民間企業等の独自のアイディアやノウハウ、企業情報等の保護については配慮します。

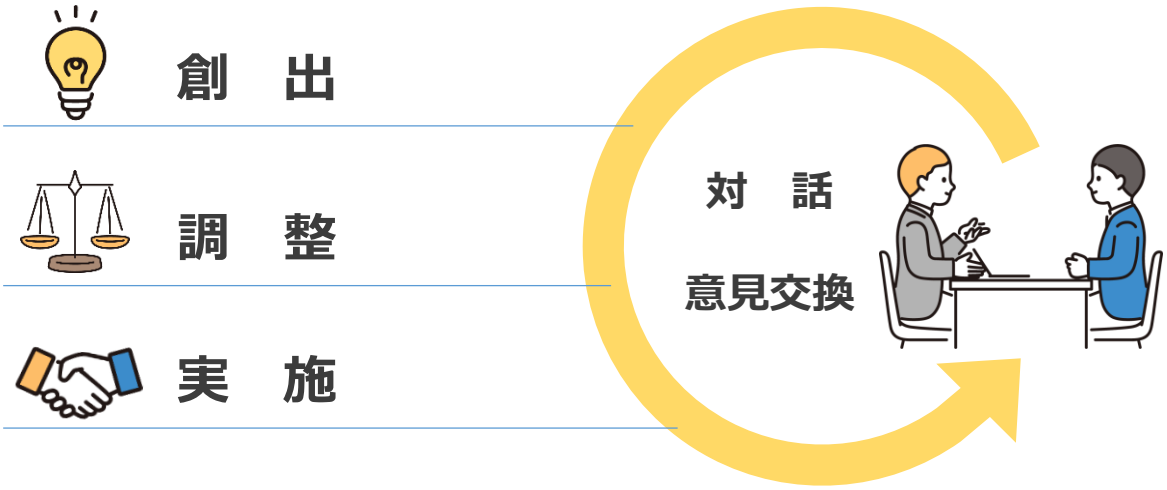

連携事業の創出	連携事業の調整	連携事業の実施
• 課題解決に向けた公民連携の可能性・手法を検討します。 • 民間企業等のアイディア・考えのヒアリング等を通じて、連携事業の発案を行います。 • 民間企業等からの提案を受け付けるとともに、民間企業等の担当者との関係性の構築をめざします。	• 発案された課題解決に向けた取組（民間企業等から提案のあった取組）について、業務所管課を特定し、公民連携事業として実施可能な事業スキームやスケジュール等を検討します。 • 公民連携事業として事業化が可能な場合は、最適な連携手法に基づき、パートナー選定（公募手続き等）を行います。	• 連携パートナーとともに事業を実施します。 • 実施中、実施後について、改善点や事業の評価、今後の展開について意見交換を行います。

07 公民連携のプロセス―事業実施までのフロー図―

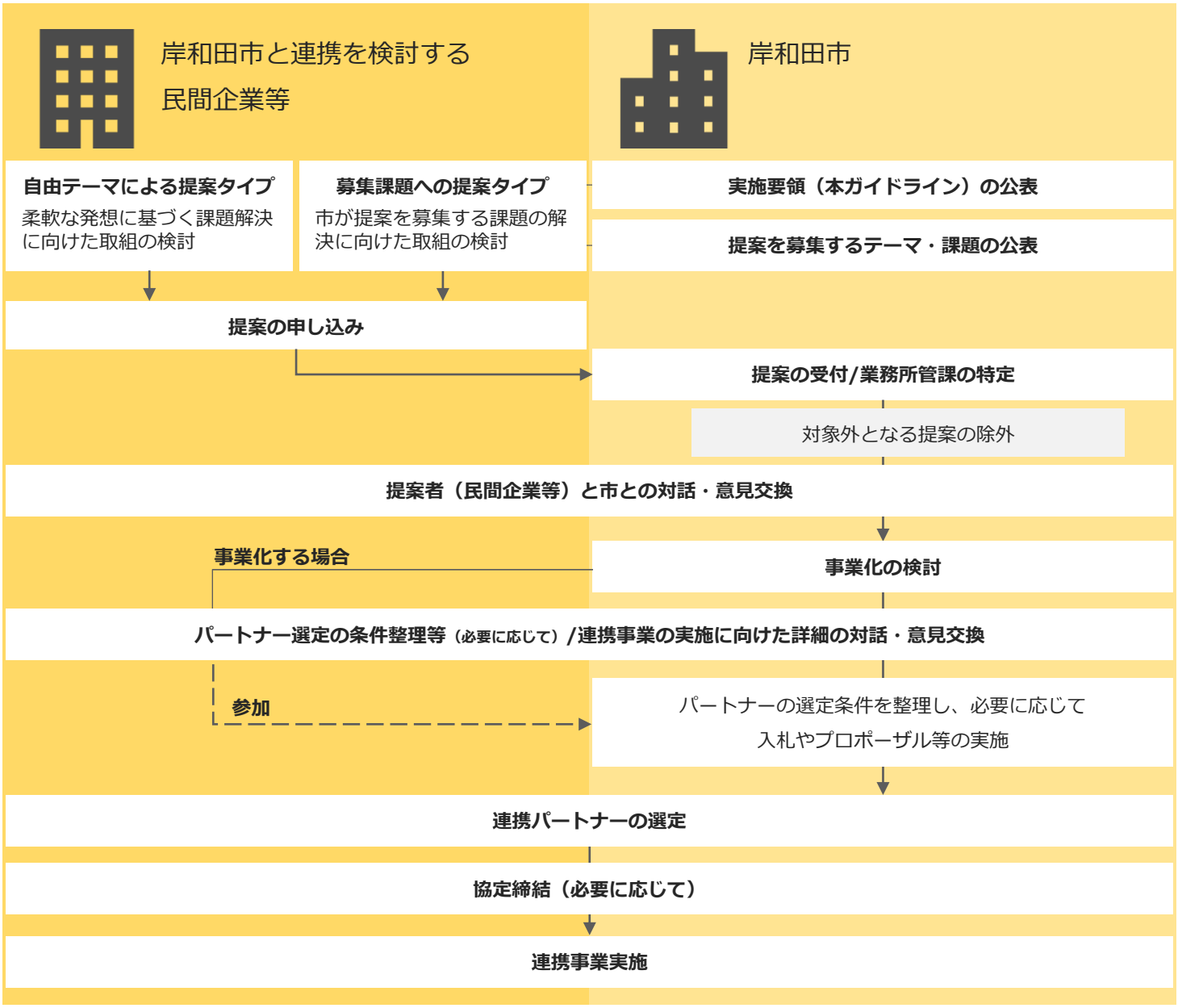

08　公民連携のプロセス―事業化の検討―

民間企業等からの提案について、公民連携事業として事業化するかどうかを検討します。事業化の検討については、公民戦略連携デスク、業務所管課、提案者（民間企業等）で対話・意見交換を行い、以下の視点から総合的に判断します。

項目	内容
公益性	• 市の施策の方向性と合致しているか。 • 連携により、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上等につながるか。
実現性	• 実現可能な事業計画であるか。 • 市と提案者の役割分担は適切か。
費用対効果	• 具体的な効果が想定されているか 。 • 人的コストを含む市の財政負担に見合ったものか。

09　公民連携のプロセス―連携パートナーの選定―

公民連携事業の実施については、必ずしも提案者が連携パートナーになるとは限りません。連携パートナーの選定については、連携の継続性等を確認のうえ、公平性や透明性の確保のため、他者との競合の有無について判断し、パートナーの選定を行います。また、公民連携事業実施時のそれぞれの役割分担を明確化することも重要です。

09-1　連携パートナーとしての継続性・適格性

連携パートナーとして継続的かつ発展的に連携が可能かどうか、また民間企業等が法令等や公序良俗に反していないか、政治・宗教・反社会的勢力に関わっていないか等の適格性を確認したうえで、選定を行います。

09-2　選定の公平性・透明性の確保

連携パートナーの選定においては、他者との競合の有無、選定手法や過程に問題がないか等の検証を行い、公平性・透明性を確保します。

例えば、複数の民間企業等と同様の取組が可能であるため、連携パートナーを１者に絞り込む必要がない場合や、民間企業等が持つ技術やノウハウが独自のものであり、他の民間企業等では連携事業の実施が困難な場合（ただし、他に同じような技術やノウハウをもつ民間企業等がいるかどうかは確認が必要です）等は、競合性がないと判断できます。

また、市の財政負担があるかどうかに応じて選定手法を決定します。

市の財政負担	競合性	選定手法
なし	なし	協定等を締結し、それをベースとして共同で事業を実施
あり	なし	連携事業に参加可能な他の民間企業等がいないことを確認したうえで、随意契約等により事業を実施
あり	あり	事業内容に応じて、価格評価・提案評価・総合評価等により選定手法を決定

10　連携できない民間企業・大学等

次のいずれかに該当する民間企業・大学等からの提案は受け付けません。また、事業実施における連携パートナーとしても選定しません。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者

② 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第１項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられている者

③ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしている者又は申立てをなされている者。

④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33条第１項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。

⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、会社更生法第41条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。

⑥ 岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者。

⑦ 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成25年４月１日施行）に基づく指名停止の措置期間中にある者。

11　協定の締結

本市では、連携パートナーとの関係性、継続的・発展的な連携を「見える化」することを目的として連携協定の締結を進めています。

連携協定は、連携範囲に応じて包括連携協定と事業連携協定に分類されます。

協定	説明	備考
包括連携協定	幅広い分野におけるパートナーシップを確認し、継続して連携事業を実施することを目的とした協定	原則、公民戦略連携デスクで対応
事業連携協定	個別分野・施策におけるパートナーシップを確認し、継続して連携事業を実施することを目的とした協定	業務所管課で対応

連携範囲については、解決に取り組む課題の分類により決定します。分類は以下の８つを原則とし、１つの課題が複数の連携分野にまたがる場合は、最も比重の重い項目に分類します。

また協定により、民間企業等は各連携分野において本市との連携を独占できるものではありません。本市がもつ社会課題・地域課題を解決するため、様々なアイディアやノウハウをもつ民間企業等と幅広く連携し事業展開していくものです。

連携分野	SDGsとの関連性
１．子ども・学び・福祉	
２．健康・働き方改革・ダイバーシティ推進	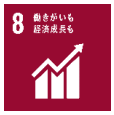
３．環境	
４．産業振興・雇用促進	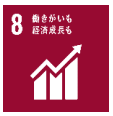
５．安心・安全	
６．地域活性化	
７．市のPR	
８．府・市町村連携	―

11-1　包括連携協定

本市との連携より、解決に向けて取り組む課題の分類が複数になる場合は、包括連携協定とします。

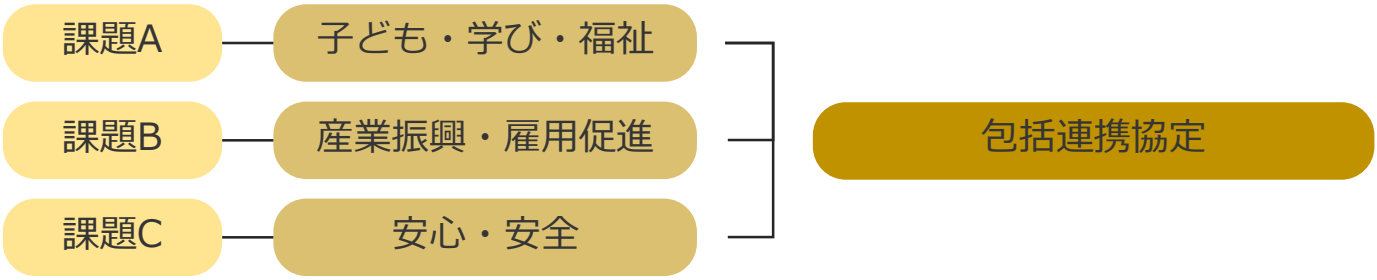

11-2　事業連携協定

課題の分類が１つの場合や個別の施策等におけるパートナーシップは、事業連携協定とします。また、連携して解決に向けて取り組む課題が複数ある場合でも、それぞれの課題が１つの分野に分類され、１つの業務所管課に絞り込まれる場合は事業連携協定とします。

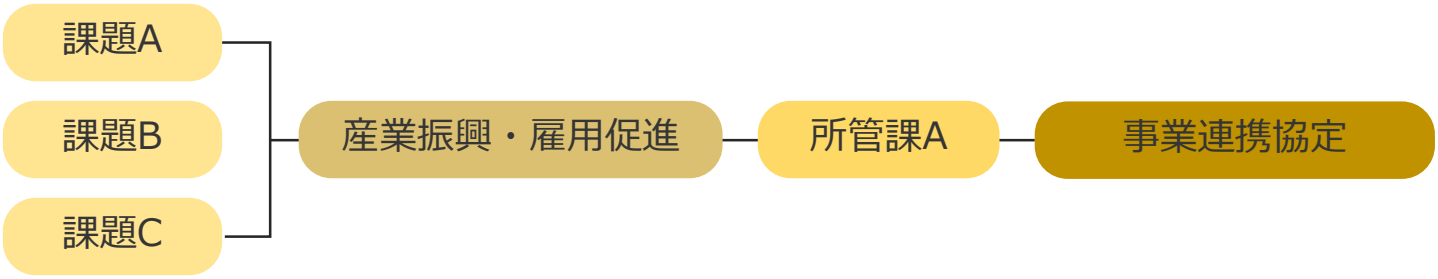

１つの業務所管課に絞り込みできない場合は、包括連携協定とします。

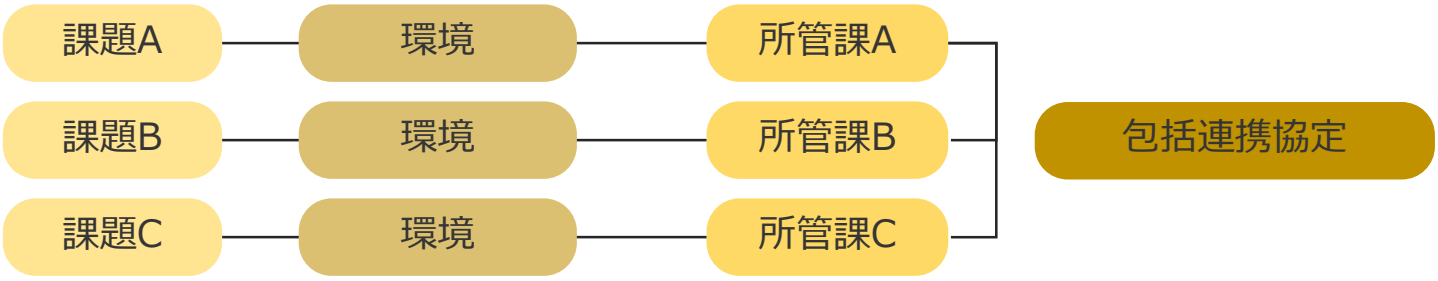

この場合、連携事業の旗振り役となる業務所管課が明確な場合は、その課にて包括連携協定の締結を対応します。

12　その他の事項

① 提案者が次のいずれかに該当する場合は、提案者との公民連携事業の実施は取り止めます。
- 実施要領（本ガイドライン）に定める手続きを遵守しない場合。
- 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

② 提案等に係る書類の作成、提出等に係る費用は、提案者の負担とします。

③ 提案書類の著作権は提案者に帰属します。ただし、提案者は、市の事業化検討における提出書類の利用及び市ウェブサイト等における事業名称等の情報発信に協力することとします。

④ 提案書類等は、岸和田市情報公開条例（平成12年３月21日条例第９号）に基づく公開請求の対象となりますが、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある部分は、原則として非公開とします。

⑤ 入札・プロポーザル等の実施にあたり、市は提案者から得た情報の全部または一部を利用し、仕様等を作成することがありますが、提案者と事前に協議を行い、提案者独自の権利やノウハウ等、公表により提案者に不都合が生じる情報について、提案者から利用を希望しない旨を明示されたものについては、入札等における公平性、競争性を確保したうえで、その利用について配慮するものとします。

⑥ 提案者は、提案書類の内容が、第三者の有する特許権等の知的財産権を侵害するものではないことを市に対して保証するものとします。

⑦ 提案にあたっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、提案書提出時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。

⑧ 実施要領（本ガイドライン）に記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合は、市と別途協議を行うものとします 。

☑　スピード感をもった対応を努めます

»公民戦略連携デスクは、いただいたご提案やご相談に対して、可能な限り短期間で連絡します。

»意見交換・対話は、対面だけでなくオンライン等を活用し、効率的に行います。

☑　チャレンジ精神をもって臨みます

»公民戦略連携デスクは、連携の不成立、失敗を恐れず、たゆまぬチャレンジとイノベーションにより、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

☑　事業の成功に向け、最大限対話と努力を重ねます。

岸和田市公民戦略連携デスク
岸和田市岸城町７番１号
ＴＥＬ　072-423-9508（直通）
Ｍａｉｌ　ksrdesk@city.kishiwada.osaka.jp